

監査結果公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年度定期監査（前期）の結果について

令和5年12月25日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 田 稔 子

令和5年度

定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

令和5年12月

東かがわ市監査委員	楠	田	敬
同	三	好	良
同	大	田	稔

目 次

	頁
第1 基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5 監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6 監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第7 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育部（学校教育課）・・・・・・・・・・・・・・・・	3

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

第3 監査の対象

教育部 学校教育課 (引田小中学校・白鳥小中学校・大内小学校、大川中学校)

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、主に現金の取扱い保管を中心に監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課 ○現地確認	実施場所
令和5年10月23日(月)	学校教育課 ○大内小学校、大川中学校 ・白鳥小中学校	・各学校会議室
令和5年10月24日(火)	○引田小中学校	

第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であったが、一部において、改善等を要する事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

なお、この監査結果（指摘事項）を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象 項目	引田 小学校	引田 中学校	白鳥 小学校	白鳥 中学校	大内 小学校	大川 中学校	計
1 指摘事項	—	—	—	—	—	—	—
2 注意事項	—	—	—	—	—	—	—
3 検討事項	1	1	1	—	1	2	6
4 要望事項	—	—	—	—	—	—	—

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

1 教育部

学校教育課（大内小学校）

検討事項	
1	預金通帳と各会計簿の管理について
	預金通帳の管理に関する調べにおいて、会計簿を確認のところ、会計簿に未記帳の部分があった為、預金通帳と会計簿の残高の突合ができない事例があった。 通帳と会計簿の残高の突合が常時確認できる事務体制を検討されたい。また、会計管理者への報告・承認については、年度末に1度実施しているとのことであったが、適切な事務管理の観点から、他校が実施している学期毎の報告・承認も検討されたい。

学校教育課（大川中学校）

検討事項	
1	預金通帳と各会計簿の管理について
	預金通帳の管理に関する調べにおいて、会計簿を確認のところ、会計簿の各学期報告欄に作成印はあるものの承認印がないものが複数件あった。各会計処理が適切に行われたことの報告・承認の証跡として、会計管理者の押印を励行されたい。

検討事項	
2	委託業務の発注について
	校内の芝生の手入れ業務を少額随意契約により実施しているが、1社だけの単独随意契約での施行であった。 市の発注事務の基本的な取り扱いでは、10万円以上～30万円未満の業務については、原則的に随意契約（見積合わせ）とされている。 今後は、価格の公正と適正を期するため、見積もり合わせを実施して業者を選定するよう検討されたい。

学校教育課（白鳥小学校）

検討事項	
1	<p>預金通帳と各会計簿の管理について</p> <p>預金通帳の管理に関する調べにおいて、会計簿を確認のところ、各会計処理の報告・承認の証跡がなかった。</p> <p>年度末に会計管理者が会計処理を確認しているとの説明であったが、各会計処理の責任の所在を明確にするためにも会計簿に報告・承認欄を、他校の様式を参考に作成し、証跡を残すことを検討されたい。</p>

学校教育課（引田小学校）

検討事項	
1	<p>預金通帳と各会計簿の管理について</p> <p>預金通帳の管理に関する調べにおいて、会計簿を確認のところ、2学年会計で領収書と納品書の金額が異なる事例が発見され、変更前の納品書が添付されていることが判明した。また、会計簿に報告・承認の証跡がないものが複数件あった。</p> <p>会計処理の適切な点検、承認手続きを検討されたい。</p>

学校教育課（引田中学校）

検討事項	
1	<p>預金通帳と各会計簿の管理について</p> <p>預金通帳の管理に関する調べにおいて、会計簿を確認したところ、一部調理実習で物品の明細が領収書に添付されていなかった。</p> <p>会計の透明性に欠けるため、明細書も同時に添付するよう検討されたい。</p>

総括（学校全体）

	会計事務について
	学年会計等の私費会計に係る事務について、各学校で会計簿の事務処理が異なっている。今後においては、通帳と会計簿の突合が常に確認でき、会計管理者の確認の証跡が残る、全学校の統一した会計簿の事務処理が望まれる。